

**UICC（国際対がん連合）日本委員会規約**

**Constitution of the Japan National Committee for the UICC**

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本組織は、UICC\*（国際対がん連合）日本委員会（The Japan National Committee for the UICC）と称する。

(事務局)

第2条 本委員会（以下「本会」と省略）の事務局を、東京都江東区有明 3-8-31 の公益財団法人がん研究会内に置く。

(目 的)

第3条 本会は UICC の日本国内組織で、本会の目的は、世界対がん宣言の9項目実現のために努力する UICC を支援し、UICC と連携しつつ対がん活動に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) キャンペーンや唱道活動を行う。特に2月の世界対がんデーに合わせてシンポジウム等を企画する。
- (2) UICC の Yamagiwa-Yoshida International Study Grants の運用に要する基金を UICC に納める。
- (3) UICC-ARO (Asia Regional Office) を支援し、アジア・太平洋がん会議 (APCC) 等の学会、研究組織と協調しつつ、東アジア地域のがん研究、がん対策を振興させる。
- (4) UICC に役員や委員を派遣し、その活動を支援する。
- (5) 必要に応じて専門委員会を設置し、活動を展開する。\*\*
- (6) 国内のがん研究、がん対策に関する諸団体と連絡、連携して活動を行う。
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

## 第2章 委員会の構成および役員

(委員会の構成)

第5条 本会は UICC の full member で、年会費を納める組織の代表者である会員、UICC の役員および UICC の委員で構成する。

(役 員)

第6条 本会には次の役員を置くことができる。

委員長

幹事：若干名

専門委員：若干名

監事：2名

第2項 役員任期は4年間とし、更新を妨げない。

(委員長)

第7条 委員長は会員の互選により選出する。

第2項 委員長は本会の総会および幹事会ないし役員会を招集し、会議を主催する。

第3項 委員長は UICC 日本委員会を代表する。

(幹 事)

第8条 幹事は委員長が推薦し、本会総会の承認を得る。

第2項 幹事は総務、学術、財務、その他の業務を担当する。

第3項 総務担当幹事は、委員長に事故ある時は委員長の任務を代行する。

(監 事)

第9条 監事は委員長が推薦し、本会総会の承認を得る。

第2項 監事は本委員会の業務ならびに会計を監査し、本会総会で監査結果を報告する。

(専門委員)

第10条 専門委員長は本会の会員が務め、必要に応じて会員以外の専門委員を置くことができる。

(名誉会員)

第11条 本会に名誉会員を置くことができる。

第2項 名誉会員は委員長、UICC の理事およびその他の役員を務めるなど、本委員会およびUICC に対して多大な貢献をした者とする。

第3項 名誉会員は委員長が推薦し、本会総会の承認を得る。

第4項 名誉会員は本会総会に出席することができる。

(賛助会員)

第12条 本会に賛助会員を置くことができる。

第2項 賛助会員はUICC および本会の趣旨に賛同し、賛助会費を納めるものとする。

### 第3章 会議

(会議)

第13条 本会の総会は毎年1回開催する。

第2項 幹事会ないし役員会は必要に応じて開催する。

第3項 専門委員会は必要に応じて開催する。

### 第4章 会計

第14条 会計年度は4月1日をもって始まり、翌年の3月31日をもって終了とする。

第2項 本会の予算、決算は本会総会の承認を得るものとする。

附 則

1. 本会則は平成15年7月26日より施行する。
2. 本会の会則の改訂は幹事会の議を経て本会総会で決定する。
3. 第1期の役員の任期はUICCの役員の任期と合わせるために、3年(2003~2006年)とする。

### 改 訂

1. 本組織は平成20年における国際対がん連合本部の組織再編に伴い、平成20年7月26日より日本国内委員会から日本委員会に改める。
2. 平成27年度の幹事会および総会において大幅な改定案が承認され、平成27年7月25日より施行された。

註

\* UICC は本来ラテン語の *Unio Internationalis Contra Cancrum* の頭字語であるが、その英訳 *International Union Against Cancer* の頭字語が合わないので、2010年に英名を **Union for International Cancer Control** に変更した。

\*\* 現在設置されている専門委員会

- i) 疫学予防委員会 ii) 喫煙対策委員会 iii) 患者支援委員会 iv) 小児がん委員会  
v) TNM 委員会 vii) 広報委員会 viii) 教育委員会

2015.7.25 改訂